

## 平成 30 年度第 3 回滋賀県障害者施策推進協議会 議事概要

- 1 開催日時 平成 31 年 3 月 18 日（月）10：00 ～ 12：00
- 2 開催場所 大津合同庁舎 7 階 7-C 会議室
- 3 出席委員（五十音順、敬称略）13 名
  - ・石野富志三郎 ・大橋博 ・岡本由美 ・北野誠一 ・谷口郁美
  - ・谷仁史 ・寺川登 ・中島秀夫 ・長谷川綱雄 ・藤木 充 ・洞正子
  - ・前坂雅春 ・美濃部裕道
- 4 欠席委員（五十音順、敬称略）7 名
  - ・石田展弥 ・井上照美 ・河島京子 ・久保厚子 ・川上肇 ・中川佑希
  - ・堀出直樹
- 5 事務局
  - 障害福祉課：川崎部長、丸山課長、橋本参事、清水潤係長、清水仁主幹、縄稚主幹、  
小林主幹

### 【開会】

健康医療福祉部長あいさつ

### 【議題（1）「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」について】

資料 1-1、1-2 について事務局より説明

（委員）

すばらしい条例だと思う。地域の方々、社会に対してアピールしていくことはもちろんだが、障害者その者がどういう制度で守られ、社会から認められているかということを知周知するために、点字や音声などによる障害者への啓発などは考えているか。

（事務局）

障害の社会モデル研修を、全県民対象にしていきたいと思っている。

障害のある方のみを対象とした研修会は今のところ考えてはいないが、障害の社会モデル研修に参加して頂いて、障害の社会モデルという考え方を、障害のある方もない方も関係なく、皆が共有できるようなものにしていきたいと考えている。

(会長)

地域相談支援員（地域アドボケーター）については、障害当事者の方の参画が多くなると考える。これから研修を行い、レベルを上げていくことも必要であると思う。

(委員)

条例の名称に込められた意味を、障害の社会モデル研修など様々な場で伝えていくことが大事だと思う。

一つ提案させて頂きたい。滋賀県には子ども食堂が 115 ヶ所ある。地域食堂としての子ども食堂と言っており、様々な方がお互いを理解し合いながら育っていけるつながりのある場所と捉えて活動している。一般の県民の方達が活動しているが、障害のある子どもや高齢者など様々な世代の方や孤立しがちな方が、ごはんを食べに来られるように取組をされている。

食堂をやっている方達にとっても、研修の場や条例の意味を知る場は大変大事だと思うが、研修会に参加するのはハードルが高く、機会もないことだと思う。是非、呼び寄せ型だけではなく、出前型、「頼まれたら行きますよ」という取組も進めていけるとよいのではないかと思った。

県社協でもやっていこうと思う。

(会長)

せっかく、100 ヶ所以上子ども食堂があるので、子ども食堂ではなくて共生社会食堂として、障害のある方も利用できる仕組みを作って、出前で研修に行ったりする仕組みも県社協と一緒にやっていきたい、ということであった。

(委員)

今回、いい条例ができて有り難く思っている。その上で、先ほどの相談体制のところ、県庁に2名の相談員を置くと言ったが、市町からどのように障害者差別事例を拾っていくのか、アドボケーターとの関連や位置付け、役割などについて教えてほしい。

(事務局)

10月からの設置ということで、少しまだ期間があるので体制等をしっかり検討していきたい。まずは近日、市町の障害福祉担当課長会議があるので、そこで条例の内容を説明し、どういう連携が望ましいのかを聞いていきたいと思う。

色んな差別事象は地域で起こっており、そもそも法律の中で市町も相談に応じていくということが規定されている。県に専門の相談員が設置されたから、全て県で集約して相談に応じてということではなく、より市町との連携がとれるような仕組みで体制を作っていたらと考えている。

地域アドボケーターの役割については、まだ具体的に決まっていないので、各圏域の自立支援協議会に説明にまわって意見を伺いながら、制度の中身を具体的に考えていきたいと思う。

(会長)

今の資料の部分について、専門相談員、アドボケーター、共生社会づくり委員会、すべて10月からの設置なので、もし予算的なことがあるならば、共生社会づくり委員会をもう少し早く設置し、10月からに向けた検討の場にするということも考えられるが。

(事務局)

相談員の設置については10月からとしているが、2カ月程前から仮採用のような形にして、相談業務に必要な研修の受講等を考えている。

委員会の設置については資料にあるが、差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会の機能を併せ持つとしている。委員会を含め相談体制等のあり方については、既存のこの協議会で様々な意見を伺いながら中身を詰めていきたいと考えているところ。

(委員)

3つ質問がある。

1つ目は、条例は全国で何番目に制定になったのか。

2つ目は資料1-3の条文について、障害者は対象になると思うが、障害者の家族も含めたらどうか、含まれているのかどうかということを確認したい。私は家族も含まれていると理解している。

3つ目は先ほど委員から話があった、相談員を2名設置するという話だが、身分はどういう形をとるのか、また、地域アドボケーターは30人というのは人数的には多い、予算的には大丈夫か、ボランティアになるのか、そのあたりも聞きたい。

(事務局)

1点目について、情報がちょっと古いが、昨年10月時点ではすでに29都道府県で条例が設置されており、おそらく本県は30番目になると思う。

2点目の家族も含まれるかについて、厳密には含まれてこないと考えている。一方で合理的配慮の要件として「本人の意思表示があった場合に」というところでは、例えば、本人が意思表示できない場合、家族の方が代わりに意思表示を行なうと規定をしている。

3点目の相談員の身分については、県の非常勤嘱託職員ということである。地域アドボケーターについては、身体障害者相談員や知的障害者相談員と同じ形になる。県の職員という身分は持たずに、委託という形になって謝礼的な物は少し用意しており、月4千円程度で活動をして頂く予定である。

(事務局)

今までの質疑の中で少し補足する。

障害がある人ご本人に対する条例の普及について、当然、障害のある方が声を上げて頂くということが大前提になるので、障害がある方に対する条例の普及・啓発が第一だと思っている。この条例を作るときにも様々な団体からお声かけを頂き、場や時間を設けて頂き、答申骨子について説明してきたので、条例ができたということで、お声かけを頂いたら、なるべく出向いて説明をさせて頂きたいと思う。他の方法についても提案があれば、お願いしたい。

また、先ほど委員から話があった子ども食堂などでの啓発ということで、すべての県民がこの条例に基づいて障害者差別をなくす、障害の社会モデルについて認識を深めていくということも大切である。どこまでできるかというのは人的な面等でも限界があるが、障害がある方にとっての様々な社会的障壁を取り除くべく支援している方々にとっても、この条例の普及に努めていきたいと考えている。

委員からの、条例の対象者は家族を含むのかという質問であるが、対象とする事案については、障害のある人に対する差別の事案がこの条例の対象となるが、条例の第7条に相

談という関係の規定があり、「何人も県に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる」という規定があり、家族も障害のある方の差別に関して相談をできるということである。

(会長)

先ほど委員が指摘した問題は大きな問題である。

家族が、差別的な発言を受けたり、色んなところでつらい思いをされることがあるので、県としては、幅広く理解していくという展開ができればよいが。

(委員)

差別解消地域支援協議会と共生社会づくり委員会を共同していくということだが、相談・あっせん・勧告、これを具体的にどう進めるのか、どこがそれを行うのか、地域の協議会と各圏域の地域相談支援員との関係はどうするのか。これらが一番課題になるのではないか。

まだ始まっていないので、これから検討する部分だと思うが、実効性のあるものにしてほしいと思っている。

差別協議会、苦情解決の仕組み、7つの圏域で行うこと、県がその連携を展開していく必要がある。

(委員)

この条例が定着するまで様々な課題が出てくると思うが、タイムスケジュール的に、例えば条例上の義務が今回上乘せ横出しで入ってきているわけだが、条例どおりにいくとは思えない。

例えば、条例上の義務を民間事業者等が怠った場合、定着するまでの間、一定の調査などは行政として行うのか。あるいは、怠った場合に行政指導がどういう形で行われるのか、現段階で検討していることはあるか。

(会長)

上乘せ横だしの仕組み、民間事業者も条例上の対象となる。この条例を遵守しなかった場合どうするのかということであるが、条例上に規定されているとおり、障害者差別の共

生社会づくり委員会が事例を検討して、専門の相談員で解決できない場合はあつせんを行い、それでも解決できない場合は公表まで行う、といった規定が設けられている。

(委員)

表に出てこない部分が結構あると思う。そういう部分をどのように行政として拾い上げて、対策をうっていくのか、細かな部分で必要と思う。

(会長)

委員がご指摘のとおり、これから差別の事例をどういうところで拾い上げるか、どんな形で調査していくのか、大きな課題だと思う。

民間事業者に関しては、10月1日が施行なので、民間事業者への説明や啓発は行っていくべき。

(事務局)

民間事業者の合理的配慮の部分を、法律以上に強化していくということなので、委員がご指摘のとおり、民間事業者に対する周知や啓発については非常に重要だと考えている。

滋賀県の経済6団体の会合が年4回あり、条例の検討段階からそのような場で丁寧に説明を行い意見ももらってきた。

実際に条例がスタートになるので、今後は更にきめ細かに各団体へ説明にまわり、出前講座のようなことも行い、経済団体の研修会等でお声がけを頂いたらこちらから出向き、啓発・周知に取り組んでいきたい。

(委員)

事業者だからというよりも、県民みんな同じ人間としてどう対応するか、といったあたりを、きちんと説明すれば理解いただけると思っている。

(委員)

条例がパブリックコメントに出され、意見を踏まえ、例えば「可能な限り」という文言が無くなったりして、いいものになったなと思っている。

アドボケーターなどこれからやっていくということで、出前講座など説明があったこと

をやっていく必要があると思っている。

障害福祉事業所の団体も、事業所の職員や利用者にも伝えていく必要がある。また、民間事業者などは合理的配慮についてどのようにすればよいかわからないことも多いので、障害者が困った事例や好事例について、もっと公表できたらと思う。

また、3月2日の京都新聞に「近江学園で強制不妊に関与か」という記事が出てショックを受けた。

近江学園の問題についてはちゃんと調査すると同時に、もし仮にそういう事実があったのであれば、世間の風潮、優性思想というものが糸賀先生も含めてそこまできていたのか、ということは、県の謝罪ということも必要かもしれない。

現在は、そのような風潮・思想に対して滋賀県としては許さない。共生社会づくりを進めていく、といった意思表示やコメントが必要ではないか、と考えている。

(会長)

反省を踏まえて次の展開を行っていく。その姿勢は大事である。

民間事業者に対し、障害者が困った事例や好事例について周知していくことは重要であると考えている。

(委員)

近江学園の問題について

3月14日に東京で「旧優生保護法下における強制不妊手術に関する JDF フォーラム」に行き、そこでも話が出た。滋賀とは言わなかったが、糸賀氏のことを話していると明らかにわかる内容であった。

糸賀賞も現在行っているが、応募について去年は個人1件の他に団体7件と聞いたが、下手すると今年度から応募がなくなるのではないかと懸念している。

きちんと県として、見解を示すべきではないかと思う。条例に関係なく必要ではないかと思っていた。

(委員)

先ほどから、団体や企業に説明に行くと言っているが、県や市町の窓口担当職員への説明はどう考えているか。

あらゆる窓口には障害者が訪れる可能性がある。その窓口には共生条例のリーフレットやちらしが置かれていないが、窓口担当職員に対する説明の話が1つも出てこない。先ほど、障害福祉課長会議を行うと言っていたので、そこで説明するのであろうが、少なくとも、市町や県の窓口担当職員に対して研修会を依頼したり、説明会を行わないと、4月1日施行して、県の窓口がどうなっているのか、ということになっては、どうしようもない。その辺りの対応について聞きたい。

(清水)

まず、今年度は年明けに、県庁だけではなく県の地方機関6箇所を回り、各所属必ず1名出席することとし、差別解消法の概要や共生条例について研修会を行った。

来年度からは、条例が施行されるのでもっと力を入れて、庁内の研修を行っていききたい。

例えば、新規採用職員の研修や職階毎の研修などでも、条例の周知を継続して行っていききたいと考えている。

委員から前回の協議会で、職員がその家族に条例について周知したら、それだけ沢山の人が周知できる、といった意見を頂いたので、そのことも職員に言っていききたい。

(会長)

大阪市も、全所属の部課長に対し研修会を行った。障害福祉課が全ての責任を負うのではなく、各所属がしっかり認識しないと進まない。大阪市では、新規採用職員が必ず差別解消法の研修を4月に受講するようになっている。

そのあたりも徹底してもらえれば。

## 【議題(2) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討について】

資料2について事務局より説明

(委員)

言語障害者のコミュニケーションに関することで、先日の条例制定の際、言語障害の重い方が来られて、何を話されているのか聞き取れなかった。その時近くにおられた委員が聞き取り、私に伝えてくれたのでコミュニケーションをとれた。

情報コミュニケーションという意味では外れる分野かもしれないが、コミュニケーションをとるという意味では、言語障害の方の個性と人格を尊重し、コミュニケーションを保障するということが大事かと考えるし、小委員会へそのような方を委員に入れてはどうか。

(会長)

重い言語障害のある方もコミュニケーションが困難、障害に近い部分を持っているので、こういう方々も小委員会へ入れてはどうかという意見。

県の方で検討していただきたい。

(委員)

まずは小委員会メンバー構成であるが、団体とか当事者とか学識経験者が並んでいるが、どの方が学識経験者なのかかわからない。

なぜかというところ、論点を今後5回に渡って協議するわけだが、事務局は論点を整理すると思うが、絞り切れなれないと感じる。

委員の皆様が尽力されると思うが、事務局は更に大変ではないか、論点を明確にすべきと思う。

(会長)

論点をまとめて中心となる方がいるのか、という意見。

来年5回小委員会を行い、2019年度中に中間まとめを行い、施策推進協で審議をするということか。

(事務局)

具体的な進め方については、第1回目の小委員会でご検討いただければ、と考えている。

施策推進協の小委員会という位置づけであるので、一定協議会に報告できる時点でその状況を報告したいと考えている。

(会長)

中間まとめを報告し、審議を行うということか。

(事務局)

全体のスケジュールも含めて、議論の進捗に応じて報告できれば、と考えている。現時点で見通せる範囲について、資料にスケジュール案として示している。

【議題（3）障害者支援施設入所者地域移行促進等検討事業について】

資料3について事務局より説明

(委員)

東近江圏域で県事務所も関わって第1回目の会議がされた。この会議について1回のみでは意味がないので、次年度以降もどうやって進めていくのか、ということについて話しているところである。

東近江圏域については、入所施設はあかね寮と止揚学園があるが、どこも定員いっぱいであるがロングショートは多い。特に強度行動障害の方が多いということである。

同じ圏域の竜王町にある「やまびこ」や「わたむき」については、強度行動障害に対応するグループホームをつくっている。長く入所されており高齢となっている方は、なかなか地域で暮らすのは難しいと思うが、行動障害の方などは、ある程度入所施設で生活を安定させてから、地域のグループホームで生活するなど、そのような連携のあり方を今後も考えていきたい。

そのような場合に、地域が入所施設をどう見ているのか、入所施設が地域をどう見ているのか、お互いやり取りができればよいと考えている。

(委員)

入所施設の機能を地域に、といったイメージでいくとグループホームになるが、入所施設が受け持っている機能と地域が実現できている中身にかい離があると思う。

共生条例にもあったように、入所施設への入所について、当事者本人が必ずしも希望して入っているわけではないので、本人の意思を考えていく時には、監察評価が終われば地域に戻るということが、具体的にできていくためのサイクルをつくる必要がある。

入所施設が受け持っている機能と、地域が実現できている支援機能にかい離がありすぎるので、その部分をつないでいくための議論について、地域移行の議論のなかにきちんと入っていかなければいけない。

先ほど委員が入所施設の定員がいっぱいだ、と言ったが、現実異なる。

定員が空いている入所施設が、少なくない。しかし、定員が空いているから入れるか、というそうではない。機能として入所施設が持っている設備と、支援のスキルについて、少し持て余しているところがある。

地域とどうつながり、地域から入所施設がどう見えるのか、と話があったが、地域と本当につながって、現状で必要な入所施設の機能はどこまでなのか、という議論がされ、必要でない部分は解消されていくべき。

県の報告では、県内の入所施設数について現状維持ということであるが、本当に現状維持でいいのか、という部分も議論されるべきである。

地域と入所の機能、という部分での議論がされないと、いつまでも地域移行が進まないもので、是非進めてもらいたい。

(会長)

精神障害の話になるが、精神科の病院に入院した方について、当初は多くの方は早く地域に帰りたい、出たいと思う。しかし長期間入院している方は、地域に戻ると言われてもリアリティがないと感じる。

精神科の病院については入所施設に近い、生活の場となっている。これをどうしていくのか。

精神科の病院については、1年以内に9割の方を地域に戻すという方針なので、基本的に地域に戻れる人は早く地域に戻すということになっているが、一方で、精神科の病床の問題がある。

高齢の認知症の方が、どんどん精神科の病院に入ってきている。それで病床が埋まる。

高齢の認知症の方も、精神科に入れて病床を埋めるということがいいのか。

高齢になりグループホームで暮らしにくい人について、入所施設に入れる。その方向が果たしていいのかどうか。

高齢、障害の方を、地域でどのように支援していくのかも含めて、検討していただければと思う。

(委員)

会長から精神科病院の地域移行の話があったが、施設入所からの地域移行の検討につい

ても、基本的な課題は同じようなところにあると思っている。

1つは、相談体制整備について、入所中の方に計画相談支援や地域移行支援等のサービスをどのように効果的に行っていくというところがあるが、計画相談の体制と制度設計において、施設から地域に移行していく方については、きめ細かな相談が必要だと思っている。

しかしながら、それは計画相談に少し制度的になじまない。1人の相談員が1か月にいくつもの相談件数をもたないと報酬が成り立っていないという制度設計において、地域移行にからんでいくと、制度に入っていないところでのきめ細かな相談が必要と思っているので、計画相談にはなじまない。そういう意味では滋賀県では、委託相談というのがまだ残っているので、委託相談が病院とか施設にきっちり入り込んで話し合いをしながら、地域移行をしていく方がおられるのかどうか。というようなところから入っていき、そして地域移行をゆっくと、本人の体験の必要性も出てくることも含めて、進めていかないといけない。

そういう意味では、役割を少し明確にしていく必要があるのではないかな。

もう1点は、地域の支援体制の整備について、施設から地域で暮らしていくために、一人暮らしがいいのか、グループホームがいいのか、様々であると思うが、そういう様々な暮らしについてしっかりと資源整備と支援体制をつくっていかないと、地域ではなかなか安定・安心した暮らしをしていただけない。

そういう地域の支援体制、それと同時に人材育成や人材確保も大きな課題であると思っているので、そこも含めて進めていかないと、なかなか地域移行が進んでいかないと感じている。是非、そこも含めて議論をいただければ、と思っている。

(会長)

精神科の病院もそういう議論で、地域移行支援事業に入るが地域移行支援事業の前段階で、本人が地域に移行したいという希望がでなければならぬ。しかしその前段階で話が終わっていることがあるので、委託相談に入っていただきたいが、予算が減っていつている。結局そこはボランティアでしていただくと。予算も持ってこれない。どんな形で前に進めるのか。大事なところである。

地域に戻ってからの支援の整備。この2つをどうつないでいくのか、議論を進めてほしい。

(委員)

湖北の自立支援協議会の取組で、地域生活塾という講座形式の塾が来年度1年間かけて16回で予定されている。例えば、入所施設の入所者とか、それ以外でも親元に暮らしている方とか、また今回いなかったが精神病院へ入院されている方。そのような方々を対象として、協議会として行う予定をされている。

16ということで日程調整がタイトであるが、塾ということでエンパワメントを主に地域の相談事業所とか、施設の方と一体となって地域移行をすすめる。エンパワメントを進めるという姿勢で湖北では取り組んでいる。

この地域移行を進める論点の中にも、エンパワメントを特出して、十年超えたらなかなか出ようと思えないので、エンパワメントする仕組みについて、自立支援協でもできればいいかと思う。

(会長)

湖北でも、ケアの必要な方であるとか、重症心身障害の方、精神障害・発達障害の方、行動障害なども、プログラムに参加できるような形でお願いしたい。

**【議題（4）平成31年度障害福祉課当初予算概要について】**

資料4について事務局より説明

**【議題（5）滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定について】**

参考資料について事務局より説明